

会員の入会および退会の手続に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、経営行動研究学会会則（以下、「会則」という。）第5条第2項の定めにもとづく新入会員の選考に関する基準、会則第10条の会費滞納会員の退会に関する基準、ならびに、本会の入会および退会に関する手続について必要な事項を定める。

(個人会員の入会基準)

第2条 本会に個人会員として入会を希望する者は、次の各号に定める基準のうちいずれかを満たしていなければならない。

- 一 大学卒業後経営学または隣接諸科学に関する研究を2年以上続け、研究業績を有する者
- 二 その他常任理事会で上記1と同等の資格ありと認めた者

(法人会員の入会基準)

第3条 法人会員は、本会の趣旨に賛同する法人および団体で、常任理事会が適当と認めた者を、入会させることができる。

(入会申請)

第4条 本会への入会を希望する者は、入会申込書に必要事項を記入し、本会が定める期日までに別記の事務局連絡先宛に届出をしなければならない。

(退会手続)

第5条 本会からの退会を希望する者は、別記の事務局連絡先宛に文書により届出をしなければならない。

(会費滞納会員退会の基準)

第6条 本会の会費を3年以上未納した会員は、自動的に退会となる。ただし、自動的に退会となった者は2ケ年を限って、未払会費および会員資格喪失期間中の会費を支払うことによって会員として再入会することができる。

(本規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、組織委員会の議を経て、理事会において審議し決定する。

(付則)

1. 本規程は、2021年9月11日より施行する。

~~~~~  
別記 事務局連絡先

経営行動研究学会新事務局

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町 518 司ビル 3F

国際ビジネス研究センター気付

TEL : 03-5273-0473

FAX : 03-3203-5964 (他の学会と併用)

メールアドレス : jam1991org@ibi-japan.co.jp (当学会専用)

新事務局は、他の学会事務局の業務も担当しておりますので、ご連絡されるときには、必ず「経営行動研究学会の会員」であることをお伝えください。